様式１－３　株式会社日本政策金融公庫法の特例（法第41条関係）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第41条の規定により、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による農林水産物・食品輸出基盤強化資金の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う輸出に取り組む事業者と農林漁業者等との農林水産物・食品の安定的な取引関係について記載すること。

（輸出品目：○○）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：kg、千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 取引先 | 安定的な取引関係 | | | | 安定的な取引を図るための措置 |
| 現状 （令和○年） | | 目標年 （令和○年） | |
| 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
|  |  |  |  |  |  | 【契約の期間】  【価格の基準】  【輸出ができない場合の取扱い】  【海外の消費者需要等の情報の伝達方法】 |
|  |  |  |  |  |  | 【契約の期間】  【価格の基準】  【輸出ができない場合の取扱い】  【海外の消費者需要等の情報の伝達方法】 |

（記載要領）

１　仕入れ先の農林漁業者等との主な取引品目について記載すること。

（申請者が農林漁業者等の場合は記載不要。）

　なお、農林漁業者等から直接仕入れていない品目については、仕入れ先の製造・流通

事業者等との主な取引品目について記載すること。

２　品目については、原則として主原料とし、製品の場合を含め国産原料割合を（）書きで

併記すること。

３　現状及び目標年については、輸出事業計画の「６　輸出する農林水産物・食品の現状

及び目標」と合わせること。